
GS1 事業者コード登録更新制度の改定について

— 2021 年 5 月から新制度へ —

— 一般財団法人流通システム開発センター —

一般財団法人流通システム開発センターでは、2021 年 5 月から GS1 事業者コード^(注1)の登録更新制度を改定いたします。本制度改定は、1978 年の GS1 事業者コード登録更新制度の開始以来となる全面的な見直しとなるものです。

GS1 事業者コードをはじめ、これを利用した GTIN (JAN コード等の商品識別コード)^(注2)や GLN (企業・事業所識別コード)^(注3)などの各種 GS1 識別コード、およびバーコードや電子タグなどの GS1 データキャリアなどをご利用の事業者、あるいはシステムベンダーをはじめとする関連各事業者の皆様には、システム変更等が必要となる場合もございますので、新制度対応に向けた準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

1. 制度改定の背景

近年、社会のデジタル化、IT 化が急速に進展し、ビジネスの形態を問わずインターネットを活用した取引が大きく広がってきています。それに比例し、企業間や企業・消費者間でやりとりされる情報量も飛躍的に増加しており、従来よりも「正確」な情報の必要性和その価値が増大しています。

ネット取引と共に拡大する GTIN の利用

例えば消費財分野においてもネットを通じた販売が大きく広がり、膨大な種類の商品が国や地域の枠を越えて流通、販売されてきています。そのため、これら商品のひとつひとつを正しくユニークに識別する GTIN の利用が、益々不可欠になっています。

商品の識別にとどまらず、GTIN を付けた事業者や商品の属性を確認するための、正確で信頼性の高い情報も求められてきています。例えば商品に GTIN をつけている事業者は誰か、GS1 事業者コードや GTIN は GS1 からその事業者へ正規に貸与されたものか。あるいは、GTIN は商品の内容や特性に応じて GS1 標準に従って正しく付番されているか。こうした情報を、商品を取り扱うすべての事業者が、必要な時にいつでも確認、利用することができる態勢が求められています。

GS1 としてルールやサービスを見直し

これまで当センターをはじめ各国の GS1 加盟組織では、事業者に対する GS1 事業者コードの付番や管理などの役割に重きが置かれ、GS1 事業者コードを基に作成する GTIN などの具体的な識別コードの付番や管理については、その多くが事業者にゆだねられてきました。しかし、GTIN の利用がネットを通じて世界の隅々に広がる今日、将来にわたる GS1 標準のより正確で安定的な運用や、利用者に対する一層の利便性向上が、GS1 に求められてきています。

このため現在 GS1 では、GS1 事業者コードや GTIN などが GS1 標準ルールに則ってより効果的に利用されるよう、これらの情報を世界で一元的に管理し参照を可能にする国際的なデータベースサービスの提供に向けて準備を進めています。

こうした GS1 の動きと連動し、当センターでは、以下のような取り組みを予定しています。

- ① 国内においては、2019 年 10 月より特に中小の事業者による GTIN の設定や管理をサポートするため、あらたなデータベース「GS1 Japan Data Bank」のサービスを、開始します。

(詳細は別紙「GS1 Japan Data Bank のサービス開始について」を参照)。

- ② これに加え、制度面においても 2021 年 5 月から GS1 事業者コードや GTIN などのより正確で厳密な登録や利用に関わる各種 GS1 ルールの見直しに対応して、GS1 事業者コードの登録更新制度を改定し、以下の通り実施します。

(注 1) GS1 (ジーエスワン) は、国際的な流通システム標準化機関です。GS1 事業者コードは、GTIN や GLN などの国際標準の識別コード (GS1 識別コード) を設定する際に必要となる番号です。GS1 事業者コードにさまざまな番号を組み合わせることにより、各種の GS1 識別コードを設定することができます。GS1 事業者コードを必要とする国内の事業者は、当センターへ登録を申請することで、コードの貸与を受けることができます。詳細は以下のホームページを参照してください。 http://www.dsri.jp/jan/about_jan.html

(注 2) GTIN (ジーティン) は Global Trade Item Number の略で、JAN コードの標準タイプ (GTIN-13)、短縮タイプ (GTIN-8) や集合包装用商品コード (GTIN-14) など、商品・サービスに対して設定する GS1 標準の商品識別コードです。事業者 (ブランドオーナー) が、当センターから貸与された GS1 事業者コードを用いて、商品ごとに設定します。

(注 3) GLN (ジーエルエヌ) は Global Location Number の略称で、企業などの事業者自身や当該事業者の事業所や部署などの場所 (ロケーション) に対して設定する GS1 標準の識別コードです。事業者が、当センターから貸与された GS1 事業者コードを用いて設定します。

2. 2021 年 5 月からの GS1 事業者コード登録更新制度改定のポイント

- (1) GS1 事業者コードの登録更新手続きのサイクルを、3 年ごとから 1 年ごとに変更します。
- (2) 10 桁 GS1 事業者コードを新設します。
- (3) 短縮タイプのバーコード (GTIN-8) 用の 6 桁の GS1 事業者コードの貸与を終了し、1 商品アイテムごとの GTIN-8 ワンオフキー^(注 4)の貸与へ切り替えます。
- (4) GLN ワンオフキー^(注 5)を新設します。

各ポイントの詳細については、「3. GS1 事業者コード登録更新制度改定の詳細」を参照してください。

なお、今回の制度変更により、1 年ごとの更新手続き確認など、事業者と当センターとの間の確認や連絡が増えることから、制度の円滑な運用のために、事業者ごとのマイページ^(注 6)の活用など、より皆様の利便性を目指した仕組みを提供してまいります。

(注 4) GTIN-8 ワンオフキーは、事業者に対して 8 桁の GTIN を 1 商品アイテムごとに貸与するものです。

(注 5) GLN ワンオフキーは、事業者に対して 13 桁の GLN を 1 コードずつ貸与するものです。

(注6) マイページとは、流通システム開発センターがネット上で提供する各種サービスの窓口となる仕組みです。マイページにログインすれば、そのログイン状態を保持したまま他のサービスシステムにも自動的に遷移するなど一元的に各種サービスが利用できるようになります。

3. GS1 事業者コード登録更新制度改定の詳細

(1) GS1 事業者コードの登録更新手続きを3年ごとから1年ごとに変更

＜適用時期と対象事業者＞

- ・2021年5月以降、新規にGS1 事業者コードの登録を希望する事業者
- ・2021年5月以降、GS1 事業者コードの更新手続きを行う事業者

変化のスピードが益々速まっている事業活動に対応して、現在3年ごとに実施しているGS1 事業者コード登録更新手続きを、2021年5月以降はGS1 各国の情報管理水準に合わせて、1年ごとに變更いたします。

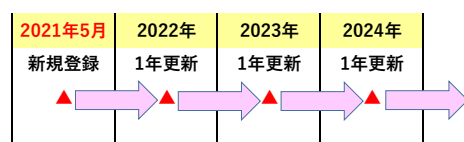
GS1 事業者コードに関わる情報がよりタイムリーに更新されることにより、GS1 事業者コードやGTINなどの正確性や信頼性が高まり、GS1 標準の變更にもスピーディに対応可能になるなど、事業活動の円滑化が期待されます。また、登録申請料および更新申請料は、従来の3年払いに加えて、新たに1年払いの選択が可能となり、事業活動に合わせてより柔軟でムダのない登録更新手続きとなります。

(改定のポイント)

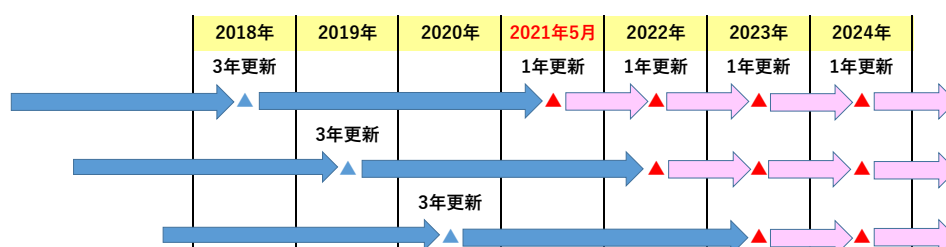
- ① 2021年5月以降、GS1 事業者コードの登録更新手続きは、1年ごとに必要となります。
- ② 登録申請料および更新申請料のお支払いは、1年払いと3年払いの選択制となります。
- ③ 本變更は、GS1 事業者コード9桁、7桁、短縮タイプ(6桁)に加えて、2021年5月から新設されるGS1 事業者コード10桁、GLNワンオフキー、およびGTIN-8ワンオフキーの登録更新手続きから適用されます。

3年更新から1年更新への切替イメージ図

◆ 新規登録事業者 <2021年5月以降に新規登録する事業者から1年単位の更新手続きへ切替>



◆ 既存登録事業者 <2021年5月以降に更新手続きを迎える事業者から1年単位の更新手続きへ切替>



(2) GS1 事業者コードとして貸与する桁数に 10 桁を追加

＜適用時期と対象事業者＞

- ・2021 年 5 月以降、新規に GS1 事業者コードの取得を希望する事業者で、向こう 3 年間の商品アイテム数の利用予定数が 100 アイテム以下の事業者

これまで当センターでは、事業者が必要とする商品アイテム数に応じて、9 桁（または一部 7 桁）の GS1 事業者コードを貸与してまいりましたが、2021 年 5 月以降はこれに加えて、10 桁の GS1 事業者コードの貸与も開始いたします。

これにより、近年のネット販売の普及などに伴って急増している商品アイテム数が少ない小規模事業者などにおいても、より適切な桁数による GS1 事業者コードの貸与が可能となり、コード資源の有効活用の促進が期待されます。

（改定のポイント）

- ① 2021 年 5 月以降、新規に GS1 事業者コードの取得を希望する事業者で、向こう 3 年間の商品アイテムコードの利用予定が 100 アイテム以下の事業者には、10 桁 GS1 事業者コードの貸与を開始します。
- ② 登録後、取り扱いアイテムが増えた事業者は、必要なアイテム数に応じて複数の GS1 事業者コードの追加申請が可能です。
- ③ 10 桁の GS1 事業者コードは、1000 コード（9 桁 GS1 事業者コード 100 コード、7 桁事業者コード 1 コードに相当）までは登録更新料の追加はありません。
- ④ 10 桁の GS1 事業者コードは、GTIN のみではなく、GLN などの各種 GS1 識別コードとしても利用できます。
- ⑤ 既に 9 桁または 7 桁の GS1 事業者コードを取得、使用している事業者は、現在使用しているコードをそのまま利用できます。コード体系の変更はありません。

GS1 事業者コード別の GTIN 設定例

コードの桁数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
7桁GS1事業者コードの場合の GTIN-13の例	GS1事業者コード							商品アイテムコード						チェック デジット
	4	9	1	2	3	4	5	9	9	9	9	9	9	3
9桁GS1事業者コードの場合の GTIN-13の例	GS1事業者コード									商品アイテムコード			チェック デジット	
	4	5	6	9	9	5	1	1	1	9	9	9	9	6
10桁GS1事業者コードの場合の GTIN-13の例	GS1事業者コード										商品アイテムコード		チェック デジット	
	4	5	9	5	1	2	3	4	5	6	9	9	9	6

新設

(3) GS1 事業者コード・短縮タイプの貸与ルールの変更

＜適用時期と対象事業者＞

- ・2021 年 5 月以降、短縮タイプのバーコードを、新規に取得、または追加を希望する事業者

現在 GS1 では、サイズの小さな商品に使用する短縮タイプのバーコード (GTIN-8) については、特にコード資源が限られていることから、1 商品アイテムごとに 8 桁の GTIN-8 ワンオフキーを 1 コードずつ貸与する方式へルールを変更しています。

これまで当センターでは、一定条件のもと短縮タイプのバーコードの必要性が認められた事業者には、6 桁の GS1 事業者コードを貸与してまいりましたが、2021 年 5 月以降は国際ルールに合わせて、1 商品アイテムごとに GTIN-8 ワンオフキーを貸与する方式へ変更いたします。

なお、標準タイプのバーコード (GTIN-13) は、縮小^(注7)することにより、短縮タイプのバーコード (GTIN-8) とほぼ同程度のサイズに小さくすることが可能です。

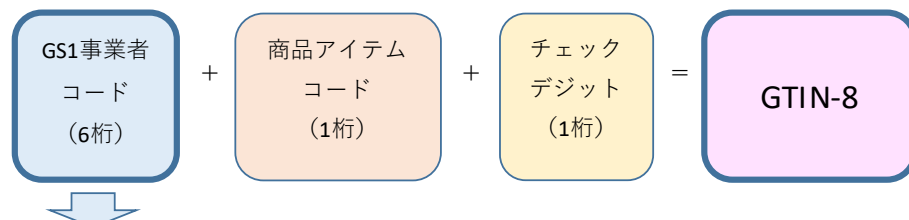
今後は可能な限り、GTIN-8 に代えて、GTIN-13 のご利用をお願いいたします。

(改定のポイント)

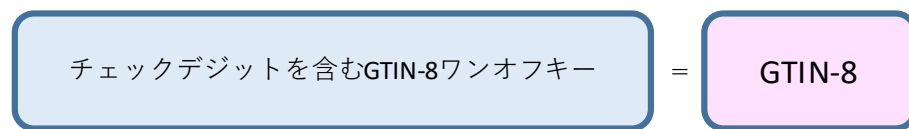
- ① 2021 年 5 月以降、新規または追加で短縮タイプのバーコードの取得を希望する事業者には、1 商品アイテムごとに GTIN-8 ワンオフキーを貸与いたします。
- ② GTIN-8 ワンオフキーを取得するには、GS1 事業者コードの貸与を受けている必要があります。
- ③ GTIN-8 ワンオフキーは、当センターが事前に必要性などの審査を行い、認められた場合に限り取得が可能です。
- ④ GTIN-8 ワンオフキーを取得する事業者は、GS1 Japan Data Bank へ商品情報の登録が必要です。
- ⑤ 既存の 6 桁の GS1 事業者コード・短縮タイプを取得、使用している事業者は、現在使用しているコードをそのまま利用できます。コード体系の変更はありません。

(注7) ホームページより「標準タイプ (13 桁) のバーコードを小さく印刷する方法」を参照下さい。http://www.dsri.jp/jan/application_other.html

*従来のGTIN-8用のGS1事業者コードの貸与ルール



*2021年5月からのGTIN-8の貸与ルール



(4) GLN ワンオフキー・13桁の貸与を開始

＜適用時期と対象事業者＞

- ・2021年5月以降、ごく少数のGLNに限り利用を希望する事業者

近年、流通BMSの普及などを背景として、企業識別コードをはじめとするGLN^(注8)の利用が少しずつ広がっています。しかし、現状では必要なGLNの数が限られる（1、2個程度）ケースも多く、GS1事業者コードを取得していない卸小売業などの事業者からは、より柔軟なコード貸与制度が求められてきました。

当センターでは、こうした少数のGLN利用ニーズに対応して、新たに13桁のGLN（GLNワンオフキー）の貸与を開始いたします。これにより、GLNを必要な数だけ、（GS1事業者コードよりも）低額の登録申請料で利用することが可能となり、事業者の負担軽減を通じてGLNの普及を後押ししていくことが期待されます。

（改定のポイント）

- ① GLNワンオフキーは、事業者に対して13桁のGLNを1コードずつ貸与するものです。
- ② GLNワンオフキーは、GLN以外のGS1識別コードとして使用することはできません。
- ③ 従来のGS1事業者コードの申請か、ワンオフキー単位の申請かは、事業者に申請時に選択して頂きますが、GLNの利用増が見込まれる場合は、GS1事業者コードの申請をお勧めします。
- ④ GLNワンオフキーを取得する事業者は、GLNデータベース^(注9)へGLN情報の登録が必要です。
- ⑤ 既に9桁または7桁のGS1事業者コードを取得、使用している事業者は、現在使用しているコードをGLNとしてもそのまま利用できます。コード体系の変更はありません。

（注8）流通BMSでは、送受信先の企業識別などにGLNを利用することが標準化されています。

（注9）GLNデータベースは、個別ロケーションコードであるGLNの情報に関して、登録・公開管理するためのデータベースです。

* 新規発番開始予定の13桁のGLNワンオフキー

チェックデジットを含むGLNワンオフキー

=

GLN

4. 登録申請料・更新申請料について

2021 年 5 月以降の登録申請料・更新申請料は、確定次第、当センターのホームページで公開するほか、各登録事業者の皆様宛、順次、書面にてご案内いたします。

5. 今後の情報公開について

本件に関する情報は、今後順次、当センターのホームページにて公開いたします。

GS1 事業者コードの各登録事業者の皆様には、順次、書面にてご案内していく予定です。

業界団体をはじめ、システムベンダーなどの関連事業者の皆様には、別途、説明会などの様々な機会を通じて、広くご案内していきます。

【本件に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 流通システム開発センター コード管理部

お問い合わせは、codep@dsri.jp 宛にお願いいたします。

GS1 Japan Data Bank のサービス開始について デジタル化、ネット化への対応と商品情報の取り組み

— 一般財団法人流通システム開発センター —

一般財団法人流通システム開発センター（GS1 Japan^(注1)）は、2019年10月より、「GS1 Japan Data Bank（略称「GJDB」）」のサービスを開始します。

「GS1 Japan Data Bank」は、日本で GS1 事業者コード^(注2)を利用し GTIN^(注3)を付番する商品メーカー等の事業者（ブランド・オーナー）に対し、GTIN の付番と、番号に紐づく商品情報の管理を、より簡易に正確に行うことと、さらに、その商品情報を国内外に発信するための仕組みを提供します。

また、GJDB では段階的に商品情報の登録と利用の利便性を高める機能を追加するとともに、将来は GLN^(注4)など、GTIN 以外の GS1 識別コードの情報も保持し、GS1 標準を利用した事業活動にかかわる情報の確認・交換のインフラとして機能を拡充していく計画です。

1. GS1 Japan Data Bank（GJDB）サービス開始の背景

- ・取引のネット化の伸長とともに、GTIN の利用も拡大
- ・GS1 事業者コードが正当/有効な権利のある事業者に使われているか、さらに、GTIN の基本的な属性情報を確認したいとのニーズが高まる
- ・GS1 は世界中で、GS1 事業者コードだけでなく、GTIN など個々のコード情報も管理する態勢に

1) デジタル化、ネット化する社会と GS1 の対応

近年、IT やインターネットの発展と普及に伴い、ネットを介した商品の取引は B2B、および B2C はもちろん、C2C の領域にも急速に広がっています。

この取引のネット化の拡大とともに、参加するプレイヤーも増加し、その規模や取扱商品も多様化しています。すでに、あらゆる商品がネットを通じて国や地域を越えて販売されており、商品を国際的に、重複なく識別・管理することができる GTIN^(注3)の重要性が、かつてないほど増しています。

これにともない、GS1^(注1)には世界中から「GS1 識別コードに関する情報が必要」という、強い声が寄せられています。具体的には、「この商品の GTIN は、どの事業者のものか。また、GS1 事業者コードを使う権利がある事業者が正しく使用しているのか」、「この GTIN の番号は、何の（どんな）商品に付けられているか」、などです。

こうした声を受けて、GS1 では、デジタル化する社会への対応として、GTIN を設定するための根幹である GS1 事業者コードを、世界的により厳格に管理・運用していくこと、および、GTIN など各種の GS1 識別コードの情報を一元的に管理し、参照できる機能を提供していくことを打ち出しています。

2)「事業者単位」の番号の管理だけでなく「コード単位」の情報の管理も

これまで、当センターを含む各国の GS1 加盟組織は、GS1 事業者コードを国内の事業者に付番し、管理することにその役割の中心を置いてきました。その一方、GTIN など個別の識別コードの番号の付番や変更・管理については、その多くの部分が事業者にゆだねられていました。

しかし、GS1 は、前述のような利用者の要請を受け、今後は、事業者が GTIN や他の GS1 識別コードを付番する際にも、GS1 が具体的なコード番号の発行もサポートすること、同時に、何番が何に対して設定されているか、そして、コードが設定されている商品や場所の基本的な情報を一元的に収集・管理して、必要に応じ参照できる仕組みを世界全体で提供していくことが必須であると、自身の役割を再定義しています。

3) GTIN 情報を網羅した「レジストリー」の構築

GS1 はこの新たな方針にもとづき、世界各国で発番された GS1 事業者コード、GTIN や GLN、およびその他の GS1 識別コードの基本的な情報を網羅した ^{ジーエスワン レジストリー プラットフォーム} GS1 Registry Platform(以下「GS1RP」)を構築し、その基盤の上で様々なソリューションを提供していくことを決定しました。ここでいう「レジストリー」とは「名簿」、あるいは「登録簿」というほどの意味で、基本的な情報を網羅して持つものという意図です。GS1RP はすべての GS1 識別コードの基本情報を持つことになる計画ですが、まず、GS1 事業者コードと GTIN の情報の整備に優先して取り組みます。

例えば、GS1 事業者コードについては、その番号と貸与されている事業者名、および、コードのステータス（「有効」、あるいは、「無効（事業者が廃業して返還されるなどして使用が停止された状態）」）などを GS1RP で管理します。GTIN の場合、商品のブランド名や商品名、商品カテゴリー、内容量、正面画像など、商品を特定するのに必要な最低限の基本情報と、場合によっては詳細な情報へのリンク先を持つことを想定しています。このような情報は、オンライン・実店舗を問わず小売業者、卸売業者が、商品を新たに扱う際には、ほぼ例外なく確認しています。

膨大な数の商品が商品の国境を越えて売買され、取引にかかわる事業者も多様になりつつある現在、GS1 事業者コードおよび、GTIN の情報の一元的な参照先が求められており、GS1 では各国組織が連携し、この基盤となる GS1RP の構築に乗り出しました。

2. GS1 Japan Data Bank (GJDB) の概要

- ・ブランド・オーナーによる GTIN の付番・使用のためのサポートツールを提供
- ・商品の基本情報を登録すると GTIN を自動で発行、GTIN と基本情報を公開することで、バーコード画像もダウンロード可能に
- ・今後、段階的により便利な登録サポート機能や、利用者の情報参照機能も追加

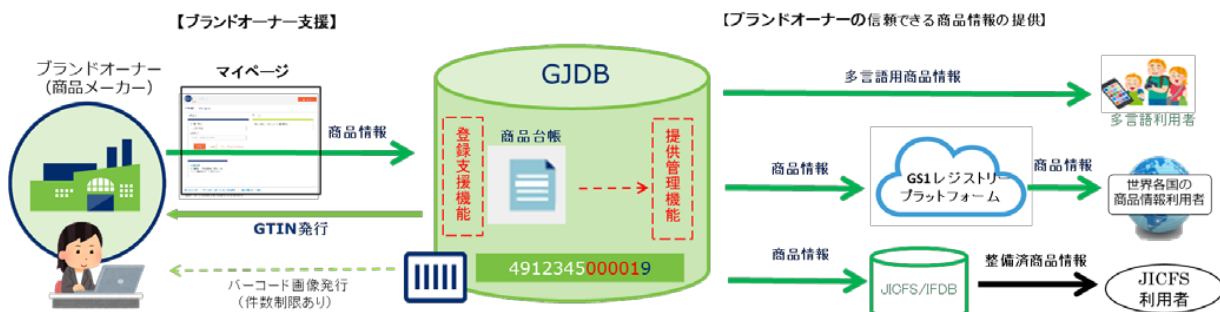
1) GS1 Japan Data Bank の構築と運用の開始

当センターも GS1 の一員である GS1 Japan として、グローバルな動きと歩調を合わせて GS1 識別コードに関する基本的な情報を管理し、国内・国際の必要な相手先に公開するためのインフラとして、「^{ジーエスワン ジャパン データ バンク}GS1 Japan Data Bank（略称：GJDB）」を構築・運用していきます。

GS1 事業者コードの利用者(商品のブランド・オーナー)が、ポータル（GS1 事業者コードを貸与された事業者専用の「マイページ」^(注5)）からログインして、GJDB に商品の情報を入力することで、

GTIN を作成・管理できる仕組みを提供します。これにより、ブランド・オーナーが発信する商品情報が登録されます。また、GJDB 経由でこの商品情報を利用することが可能になります。商品情報のデータは、GS1RP にも連携し、国際的にも情報が参照されることになります。

(図 1) GS1 Japan Data Bank の概要

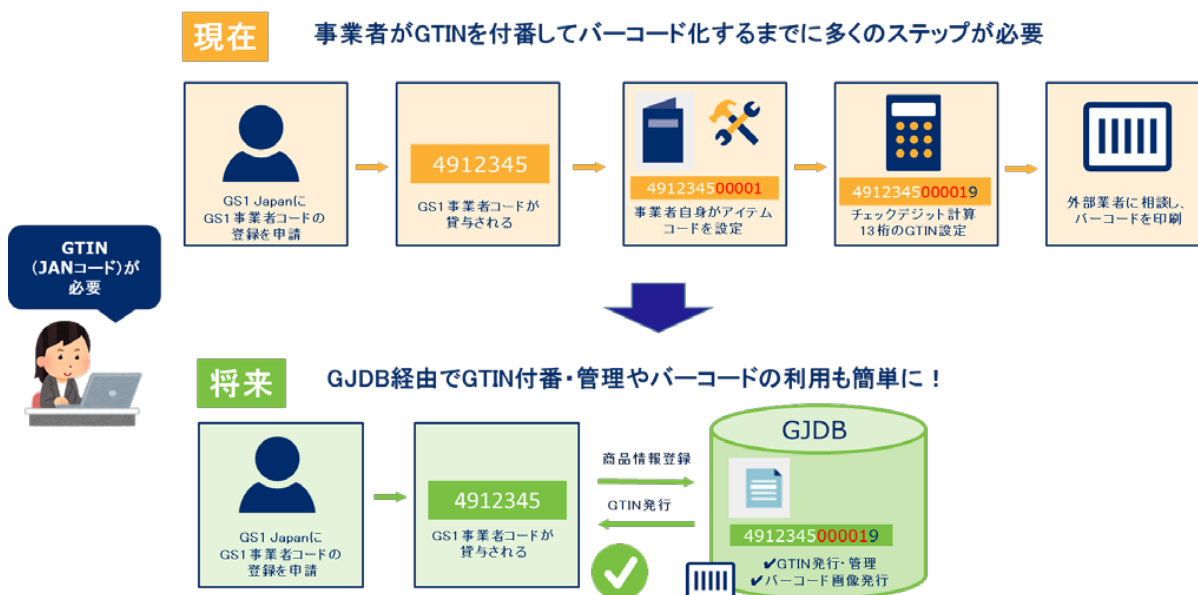


2) 事業者(ブランド・オーナー)のサポート

2019 年 10 月のスタート時点では、以下の機能を提供します。特に中小規模の事業者の方にとっては、GJDB を利用することにより、商品に容易にかつ正しく GTIN を付番し、管理していくことが可能となります。

- ・GJDB に基本の商品情報(商品名や商品説明、分類など)を登録すると GTIN を自動的に設定(チェックデジットの計算も含む)
- ・登録された商品情報を GJDB 関連のデータサービスに公開(連携)することにより、バーコード画像の生成と画像データのダウンロードが可能(件数制限あり)
- ・GJDB にアクセスすることで、いつでも自社の GTIN の付番状況と基本の商品情報が確認でき、GS1 事業者コードおよび GTIN の管理台帳としての利用が可能

(図 2) GJDB で事業者の GTIN 利用をサポート



なお、19 年 10 月のサービス開始時には、商品情報を Web 画面から 1 件ずつ登録し、GTIN が

自動設定される機能を提供します。その後、大量の商品情報の一括登録やインポート／エクスポート機能や、関連する業界商品情報データベースからの連携機能なども順次追加していきます。

3)商品情報の利用企業へのサポート

GJDB に登録された商品情報は、GS1RP および、当センターが管理、運用している国内のデータベースサービスに連携（公開）されます（以下参照）。なお、GS1RP へのデータの供給、および参照は、すべて各国の GS1 組織が窓口となります（日本の場合は当センターです）。

＜GJDB と連携予定の国内のデータベースサービス＞

i) ジクフス/アイエフデービー JICFS/IFDB

JICFS/IFDB は、JAN コード統合商品情報データベースの略で、JAN コードとこれに付随する商品情報を一元的に管理する商品 DB です。小売業や卸売業、商品メーカーが低コストで、商品情報が利用できることを目的に当センターが運営しています。

JICFS/IFDB では商品メーカーの直接登録に加えて、業界商品データベースや卸売業、小売業等から収集した商品情報を JICFS/IFDB の登録基準に沿って、人手によりメンテナンスしています。

商品情報をメンテナンス後、商品 DB に登録された商品情報はデータ提供会社（JICFS 協力企業）を通じて、エンドユーザーと呼ばれる利用者（小売業、卸売業、商品メーカー等）に広く提供されます。

ii) 多言語商品情報データベース

訪日外国人客向けの商品情報提供による販売促進、ブランド・オーナー発信の正確な商品情報の収集／提供サイクルの確立を目的としています。

具体的には商品のバーコードをスキャンする事で、商品の基本情報（JANコード、商品名（日本語）、商品画像、および商品カテゴリー名を多言語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）で提供するものです。さらに多言語化されたメーカーの商品詳細情報ページ（Web サイト）がある場合は、当該ページにリンクされます。

3. GS1 Japan Data Bank の今後

GS1 Japan Data Bank では、2019 年 10 月のリリース後もいくつかの段階に分けて、情報の登録および利用の利便性を上げるための各種機能を追加していき、国内の商品情報の交換にまつわる課題にソリューションを提供することをめざしています。

各段階での機能拡張やそのリリース情報は、順次、当センターのホームページにて公開します。

【本件に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 流通システム開発センター データベース事業部

お問い合わせ先電子メールアドレス： gjdb@gs1jp.org

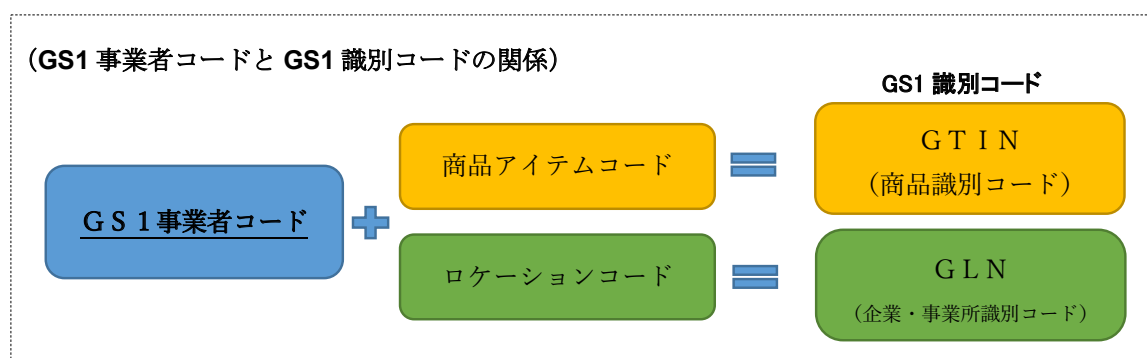
2019 年 6 月 27 日

注リスト (用語説明)

一般財団法人流通システム開発センター

(注 1) **GS1、GS1 Japan** : 国際的な流通システムの標準化を推進する機関で、本部はベルギーのブリュッセル。世界で 110 以上の国に、加盟組織があり、日本においては一般財団法人流通システム開発センターが、**GS1 Japan** として、**GS1** 標準の普及推進にあたっている。

(注 2) **GS1 事業者コード** : GTIN や GLN などの国際標準の識別コード (**GS1** 識別コード) を設定する際に必要となる番号。**GS1** 事業者コードにさまざまな番号を組み合わせることにより、各種の **GS1** 識別コードを設定することができる。当センターが、事業者ごとに重複しないよう貸与している。



(注 3) **GTIN (ジーティン)** : グローバル トレード アイテム ナンバー Global Trade Item Numberの略称で、JAN コードの標準タイプ (GTIN-13)、短縮タイプ (GTIN-8) や集合包装用商品コード (GTIN-14) など、商品・サービスに対して設定する **GS1** 標準の商品識別コード。
事業者 (ブランドオーナー) が、当センターから貸与された **GS1** 事業者コードを用いて、商品ごとに設定する。

(注 4) **GLN (ジーエルエヌ)** : グローバル ロケーション ナンバー Global Location Numberの略称で、企業などの事業者自身や当該事業者の事業所や部署などの場所 (ロケーション) に対して設定する **GS1** 標準の企業・事業所識別コード。
事業者が、当センターから貸与された **GS1** 事業者コードを用いて設定する。

(注 5) **マイページ** : 流通システム開発センターがネット上で提供する各種サービスの窓口となる仕組み。マイページにログインすることで、そのログイン状態を保持したまま他のサービスシステムにも自動的に遷移するなど一元的に各種サービスが利用できる。

日本卸売学会が物流施設見学会

日本卸売学会は9月19日、恒例の物流施設見学会を開催した。本年度は食品卸の物流担当者ら約30名が参加し、大手日雑卸・ピップの首都圏中核拠点、ピップ東関東センター（埼玉県八潮市）を訪問。フジモトHD社長兼ピップ会長・藤本久士氏、フジモトHD執行役員ロジスティクス管掌・首藤浩之氏の案内で日雑特有の物流フローを学んだ。

同センターはピースピッキング機能に厚みを持たせた在庫型汎用センターとして2014年に稼働。草加・八潮工業団地内の大型複合物流施設4階（延床面積12,540㎡）に位置し、主にドラッグストア専用センターへの小分け品の供給を手掛けている。月間出荷数量は約20万ケースで、このうちの約半数がオリコン詰めバラ出荷となっている。

約7,600の取扱品目の中にはカラーコンタクトや血圧測定器などの医療機器も含まれていることから、法令に基づく複雑なロット管理にも対応する。また、フロア全体の約7%（825㎡）を使って関東4センター分の返品処理業務を集中的に行っているのも特徴だ。得意先からの返品率は2%程度で、徐々に改善に向かっているとはいえ、食品などに比べると依然として高い水準にある。卸側の回収・処理負担も重い。藤本社長は「食品ロス削減気運の中で日雑の返品もクローズアップされるのではないかと述べ、今後の改善に期待を寄せていた。

見学会ではドライバー待機時間削減の取り組みなども紹介。同センターでは入荷車両が到着から30分で出発できる体制を整えているが、今後は車両ごとの入退場データを検証し、入荷時間帯の調整・分散化にも取り組む考えだ。



ソーター先端



ピッキング台車



フローラック